漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間(案)

1 制限措置の内容

- (1)漁業種類 いかかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可
			をすべき船舶等の数
共同漁業権共第2号(平成25	3月15	共同漁業権共第2号	9隻
年9月1日免許)の漁場の区域	日から5	の組合員行使権者	
	月20日		
	まで		
共同漁業権共第3号(平成25	"	共同漁業権共第3号	6 隻
年9月1日免許)の漁場の区域		の組合員行使権者	
共同漁業権共第15号(平成2	5月1日	共同漁業権共第15	3隻
5年9月1日免許)の漁場の区	から6月	号の組合員行使権者	
域	30日ま		
	で		

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年1月25日から2月24日まで